

採用活動における行動規範

大分デジタルソリューションズ株式会社は、すべての求職者等の皆さまに安心して就職活動を行っていただけるよう、皆さまに対して役職員がパワーバランス上優位にある立場を利用し、いかなるハラスメントも引き起こすことのないよう周知徹底いたします。

1. 役職員への周知徹底

当社は、採用活動に携わる役職員を対象に、いかなるハラスメントも引き起こすことのないよう周知徹底いたします。

2. 求職者等との面談・接触に関するルール

当社は、求職者等の皆さまと面談を実施するに当たり、次のルールを徹底いたします。

(1) 当社役職員が面談する際の面談場所は、次のいずれかを使用します。

① 当社施設内、および大分銀行事務センター内

② 喫茶店、レストラン、貸会議室等（1対1の単独面談は不可）

③ WEB会議オンラインシステム

(2) 面談実施時間は当社の就業時間内に限ります。早朝・深夜の個別面会の要求や、私的な勧誘を禁止します。

(3) 連絡は業務用携帯電話および社有メールアドレスのみで行い、プライベートの電話番号やメールアドレス等の交換は禁止します。

(4) 当社役職員がOB・OG訪問用マッチングアプリに登録することは禁止します。

3. ハラスメントの禁止

当社は、いかなるハラスメントも禁止します。

(1) セクシュアルハラスメント

容姿・身体・恋愛・家庭に関する質問、不必要な身体的接触、採用選考を利用した不適切な要求や示唆等

(2) パワーハラスメント

威圧的・侮辱的な言動、人格を否定する行為、不当な要求や叱責等

(3) その他のハラスメント

マタニティハラスメント、個人情報の不当取得、SNSを通じた不適切な接触等

4. ハラスメント発生時の迅速かつ適切な対応

当社は、採用活動においてハラスメントに関する相談・報告を受けた場合、次のとおり迅速かつ適切に対応いたします。

(1) 速やかな事実確認

相談内容を丁寧に確認し、速やかに調査いたします。相談内容については秘密を厳守します。

(2) 被害者への配慮

心情に配慮し、不安軽減のための必要な措置（面談者変更等）を行います。

(3) 行為者への対応

事実が確認された場合、当該行為者に対し、当社就業規則に則り適正に対処いたします。

(4) 再発防止

原因を分析し、必要に応じて規程・運用の見直しを行い、再発防止の措置を講じます。

(5) 不利益取扱いの禁止

相談・申告や調査協力を理由とする不利益な扱いは一切行いません。

5. 採用活動に関するハラスメント相談窓口

当社の採用活動におけるハラスメントに関する相談・苦情・質問は以下の窓口で受け付けます。

「採用活動に関するハラスメント相談窓口」とお申し付けください。

電話番号：097-537-5915（受付時間 平日 9:00～17:00）

電子メール：eigy.ods@oitabank.co.jp

以上